

厚生労働省 令和4年度 子育て世代の医療職支援事業

# 託児等利用補助

通常の勤務時間を超える臨床・研究・教育に関わる業務等のために、一時的な保育サービスを利用した場合の費用の一部を補助します。

通常の勤務時間を超える臨床・研究・教育に関わる業務  
(会議・診療時間の延長、学内での試験監督または補助等)

学会・  
セミナー・  
研修会等参加  
のため

保育園や  
小学校の  
臨時の休園・  
休校

補助金額

1日あたり10,000円上限  
年度内 50,000円まで

対象者

対象者：本学の教職員等（有期雇用職員・学生・研修員等を含む）  
対象児童年齢：0歳～小学校6年生

## ● 申請・問い合わせ先

京都府立医科大学 WLB支援センター みやこ

TEL : 075-251-5165 (内線 9503)  
E-mail : miyako@koto.kpu-m.ac.jp

[https://www.kpu-m.ac.jp/j/miyakomodel/support/temp\\_c\\_care.html](https://www.kpu-m.ac.jp/j/miyakomodel/support/temp_c_care.html)

